

記載例

令和 7 年度 市県民税の租税条約等に関する届出書

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 11 条に基づき次のとおり届け出ます。

令和 7 年 3 月 10 日

羽島市長 あて

受入機関・事業所等の名称 羽島株式会社

受入機関・事業所等の住所 羽島市竹鼻町 55 番地

連絡先 392-1111

フリガナ 適用を受ける者の氏名	生年月日	在留資格	住 所	在留期間	国籍・備考
ハシマ タケオ 羽島 竹男	2001 年 5 月 5 日	技能実習 1 号 (他:)	羽島市竹鼻町 55 番 地	2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日	中国
ハシマ ハナコ 羽島 鼻子	1999 年 3 月 3 日	技能実習 2 号 (他:)	羽島市竹鼻町 55 番 地	2022 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日	中国
	年 月 日	技能実習 号 (他:)		～	
	年 月 日	技能実習 号 (他:)			
	年 月 日	技能実習 号 (他:)			
	年 月 日	技能実習 号 (他:)		～	

申請年度の 1 月 1 日現在羽島市に住所があり、その年度の市県民税について租税条約免除の適用を受ける方全員を記入してください。

※注意事項

- この届出書は毎年提出してください。提出がなかった年は免除を受けられませんが。ただし、当該年度の給与支払報告書の摘要欄に租税条約該当の旨を記載して市に提出された場合は、この届出書を提出する必要はありません。
- 初年度の方については以下の書類を必ず添付してください。給与支払報告書の摘要欄の記載を以て届出書に代える場合も、初年度は同書類の提出が必要です。

- ・「租税条約に関する届出書」（税務署に提出したものの控）の写し
- ・在留カードの写し
- ・在職証明書

- 提出期限：3 月 15 日（土曜日、日曜日等閉庁日の場合は翌開庁日）